

MV 22 オスプレイの重大事故に対する意見書

平成28年12月13日午後9時30分頃、普天間飛行場所属のMV 22 オスプレイが沖縄県名護市安部付近のリーフ上に墜落する事故が発生した。米軍側は、沖縄北東海上での空中給油訓練実施中にKC-130のホースがプロペラに接触し不具合が生じ、飛行が困難になったことが不時着の原因であると公表した。しかし、事故の状況が明らかになるにつれ、機体の損傷状況から不時着ではなく、墜落であると判断せざるを得ない。

ニコルソン四軍調整官は、「事故機は普天間飛行場までの帰還を試みたが、帰還不可能との判断により民間地域を避け海上に不時着させた。」として、パイロットの判断を称賛しているが、そもそも墜落事故は絶対あってはならないことであり、米軍の占領意識丸出しの姿勢が露呈した。

さらに、報道によると同時に給油訓練を行っていた別のオスプレイについても、同日午後11時30分頃に普天間飛行場へ帰還した際、機体の不具合によると思われる胴体着陸が確認され、2機のオスプレイが同日に重大事故を起こしていたことが判明した。

オスプレイについてはかねてから欠陥機として危険性が指摘され、われわれ県民は配備の反対を強く訴えてきたにもかかわらず、墜落事故が現実に関内で行ったことに県民の怒りと恐怖は計り知れない。

よって、南風原町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに解決するよう強く要求する。

記

1. MV 22 オスプレイ事故原因の徹底究明と公表。
2. 事故原因が究明されるまでMV 22 オスプレイの飛行を一切中止すること。
3. 過重な米軍基地負担、訓練を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年（2016年）12月16日

しまじりぐんはえぼるちよう
沖縄県島尻郡南風原町議会

あて先
内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長